平成２７年（フ）第３１４号
京都府宇治市木幡平尾４番地の383
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
京都市北区鷹峯黒門町24番地３　ロイヤルヒルズ鷹峯207
債務者　丸永電設こと　丸本　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西久保団地３棟503号
債務者　稲上眞理子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
京都府木津川市州見台３丁目14番地１　フォーレス木津南Ａ―102号
債務者　洞雞美世志
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地10―401
債務者　中谷　優美（旧姓日塔）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
京都市下京区河原町通高辻下る清水町277番地　シンフォニー四条河原町306、前住所京都市西京区嵐山中尾下町33番地12
債務者　高島　福子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
京都市右京区山ノ内苗町39番地
債務者　永瀬　寿美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
京都市下京区大宮通四条下る四条大宮町25番地　高木ビル603
債務者　土井　明子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
京都府舞鶴市字円満寺170番地７―303号
債務者　池田　清美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
秋田県能代市字機織轌ノ目131番地20
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３７号
福島市太平寺字毘沙門堂19番地の３
債務者　尾形由実子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
福島県いわき市小名浜林城字西町３番地の８
債務者　高田　佳佑
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９８号
茨城県ひたちなか市大字津田2632番地の13
債務者　坂場　洸祐
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
埼玉県深谷市深谷町11番32号
債務者　吉井　昭好
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６３号
埼玉県東松山市元宿２丁目33番地２　フラワーハイツⅠ―102
債務者　松崎しづ江（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５号
千葉県袖ケ浦市横田2070番地２
債務者　藤谷　武男
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２７号
千葉県君津市中富890番地　第20正和荘８
債務者　福山　照明
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部